

「大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会」設置要綱

（設置目的）

第1条 大阪府域の土壌、地下水等の地盤環境を保全し、汚染対策及び地盤沈下対策の推進を図ることを目的とし、大阪府土壌・地下水汚染等対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 原因究明に関すること
- (2) 浄化対策に関すること
- (3) 事後監視に関すること
- (4) その他土壌・地下水汚染対策及び地盤沈下対策のために必要なこと

（組 織）

第3条 検討委員会の委員は、土壌又は地下水汚染に関する事項について学識を有する者から構成する。

2 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員の任期は、委員に就任した年度の翌年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第4条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者の検討委員会への出席を求めることができる。

（庶 務）

第5条 検討委員会の庶務は、大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。